

	法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
1	株式会社 中央技術 コンサルタント	5011101013001	東京都新宿区西新宿8-5-1	令和7年10月24 日～令和7年12月 24日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第2第8号 (公契約関係競売等妨害又 は談合)	①当該事業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、 気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7 月21日、宮城県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、令和7年8月8 日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 ②その後、当該事業者の東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同 市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年8月20 日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

2	極東開発工業株式会社	7140001068512	大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番11号	令和7年11月21日～令和8年1月20日	工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該事業者らは、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等について情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車（じんかいしゃ）に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。また極東開発工業（株）に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
---	------------	---------------	----------------------	----------------------	---	--

3	新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	令和7年11月21日～令和8年1月20日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	<p>当該事業者らは、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等について情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車（じんかいしゃ）に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。また極東開発工業（株）に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p>
---	-----------	---------------	----------------	----------------------	---	---

4	株式会社ジェイアール東日本企画	7011001029649	東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号	令和7年11月28日～令和8年8月27日	工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、国土交通省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通省等に提出し、補助金を過大に請求していたことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取り扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）で準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）及び海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第215号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。
---	-----------------	---------------	-------------------	----------------------	---	---

5	東邦車輛株式会社	1070001024734	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地	令和7年11月28日～令和8年1月27日	工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該事業者らは、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーラの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。また、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年7月12日までに、同年8月1日以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを同意した。加えて令和4年8月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであると公表した。当該事業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反行為）及び海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため。
---	----------	---------------	---------------------	----------------------	---	---

6	日本トレクス株式会社	6180301010542	愛知県豊川市伊奈町南山新田350番地	令和7年11月28日～令和8年1月27日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	<p>当該事業者らは、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーラの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。また、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年7月12日までに、同年8月1日以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを同意した。加えて令和4年8月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであると公表した。当該事業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反行為）及び海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため。</p>
---	------------	---------------	--------------------	----------------------	---	--